

入札参加資格登録（新規登録）

新規の入札参加資格登録は、随時受付しています。毎月 20 日までに受理できたものについて、翌月 1 日から入札参加資格者名簿に登録します。

更新の手続きをしなかったことにより、登録抹消となった方が再度登録を希望する場合、登録抹消後 1 年以内については、更新手続きにかかる指定書類の提出により登録申請することができます。登録抹消後 1 年が経過している場合には、改めて新規登録の手続きが必要となります。

以下のいずれかに該当するものは、原則として入札に参加することができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることが必要とされる場合においてこれを受けていない者
- ③ 工事等の請負、物品の買入れその他の契約に関して不正の行為をし、又は正当な理由なくして不完全な履行をし、若しくは履行をしないため競争入札に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において当該通知の日から 2 年を経過していない者
- ④ 工事等の請負、物品の買入れその他の契約に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から 2 年を経過していない者
- ⑤ 資格の審査に関する申請書、その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
- ⑥ 構成市町村に納税義務を負っている者で、入札参加資格審査の申請又は、入札参加資格の有効期間の延長手続きの際に、その納付すべき市町村税を完納していないもの
- ⑦ 工事関係委託業務、一般委託業務、物品に登録しようとする場合においては 1 年以上の継続する期間その営業を営んでいないもの。

2. 登録の有効期間

入札参加資格登録の有効期間は、**申請時に提出された財務諸表に係る決算日から 1 年 7 ヶ月**です。登録の有効期間内に、有効期限の更新手続きをとる事により、有効期間が延長されます。

3. その他

- ① 申請書受付後、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。
- ② 登録期間内に営業に関する許可・認可・登録等を更新した場合は、速やかに証明書等の写しを提出してください。

4. 提出先及び提出方法

- ① 提出先 会津若松地方広域市町村圏整備組合 総務課 総務係
会津若松市中央三丁目 10 番 12 号
TEL 0242-24-6311 FAX 0242-24-6313
- ② 提出方法 持参のほか、郵送・宅配便による提出も可能です。郵送・宅配便の場合、受付受理票の送付を希望される方は、返信用封筒を同封して下さい。(宛先記載・郵券貼付のこと)

5. 提出上の留意点

最後のページで様式をダウンロードできます。

登録業種の件数に制限はありません。ただし、物品は 5 業種までの登録となります。

申請書及び添付書類は、提出書類一覧の順に綴じ、A4判の紙ファイル(表紙及び背表紙に件名「入札参加資格審査申請書」及び事業者名を記入のこと。色の指定等はありません。)に綴って提出して下さい。

各提出書類の記入要領に従って書類を作成して下さい。

6. 提出書類一覧、記入要領

①【 工 事 】

最後のページで様式をダウンロードできます。

	提出書類	記載事項
1	入札参加資格審査申請書 (建設工事・組合様式 工事1)	組合の様式で提出して下さい。県・国の統一様式での申請は、受付いたしません。 契約権限等を営業所に委託する場合は「1」の欄に記入して下さい。(事業部に委任する場合も営業所等に含まれます。) ※営業所に委任する場合は、営業所として建設業の許可を受けている工種が希望業種の対象となります。
2	営業所一覧表(組合様式 工事2)	組合の様式で提出して下さい。
3	工事経歴書(組合様式 工事3)	組合の様式若しくは建設業施行規則別記様式第2号で提出して下さい。 希望する工事種別ごとに作成して下さい。 直前2年分の内容で作成して下さい。
4	技術者経歴書(組合様式 工事4)	組合の様式で提出して下さい。 希望する工事種別ごとに作成して下さい。
5	直前決算の財務諸表	直前1年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益(損失)処分計算書(又は、株主資本等変動計算書))を提出して下さい。ただし、個人の場合は、営業年度の収支決算書を提出して下さい。
6	経営事項審査の経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書(写し)	建設工事の入札参加登録には、国・県による経営事項審査を受けていることが要件となります。
7	社会保険等加入状況に係る申告調書	経営事項審査の経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の社会保険等加入が無の場合に提出してください。
8	許可証明書(写し)	希望する工事種別の許可証明を提出して下さい。 ※営業所等に委任される場合、その委任先が許可を受けている建設業の種類がわかる建設業許可申請書の写し又は委任先の許可を受けている建設業の種類が記載された建設業許可証明書の写しを提出してください。
9	登記事項証明書(写し可)	法人の場合のみ提出して下さい。 申請日より3ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。
10	納税証明書(写し可)	直近2か年度内において構成市町村の市町村税が賦課されている事業者のみ、市町村税の納税証明書(申請日より3か月以内に発行されたもので直近の2か年度分)を提出願います。 ※未納がある場合は、登録できません。 【法 人】 法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、特別徴収義務者にあつては徴収した市民税 【個 人】 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、特別土地保有税
11	建設業退職金共済事業加入・履行証明書 ※中小企業退職金共済への加入を証する書面を含む(写し可)	建設業退職金共済事業加入・履行証明書を提出して下さい。 また、未加入者の場合は、未加入の理由書(様式は任意)を提出して下さい。

12	印鑑証明書(写し可)	写しの場合は、拡大、縮小せず原寸大で鮮明なものを提出して下さい。 申請日より3か月以内に発行されたものを提出して下さい。
13	使用印鑑届(組合様式)	組合の様式で提出して下さい。
14	誓約書(組合様式)	組合の様式で提出して下さい。
15	委任状(組合様式)	必ず組合の様式で提出して下さい。 希望する工種の建設業の許可のある営業所等に入札・契約等の権限を委任する場合に提出して下さい。 代理人(受任者)印は、使用印鑑届の使用印鑑を押印して下さい。
16	身分証明書	個人の場合のみ提出して下さい。
17	営業証明書	個人の場合のみ提出して下さい。
18	建設業法に基づく技術者等 (組合様式 工事6)	管内又は準管内業者の場合のみ提出して下さい。 組合の様式で提出して下さい。 建設業の許可を受ける際に届出した内容を記載して下さい。
19	専任技術者証明書(写し) (様式第8号) ※建設業法施行規則第3条関係)	管内又は準管内業者の場合のみ提出して下さい。 建設業法施行規則第3条関係 様式第8号

②【 工事関係委託業務 】

最後のページで様式をダウンロードできます。

	提出書類	記載事項
1	入札参加資格審査申請書 (組合様式・工事関係委託業務1)	組合の様式で提出して下さい。県・国の統一様式での申請は、受付いたしません。 契約権限等を営業所に委託する場合は「1」の欄に記入して下さい。(事業部に委任する場合も営業所等に含まれます。)
2	営業所一覧表(組合様式 工事関係委託業務1-2)	組合の様式で提出して下さい。
3	業務経歴書(組合様式 工事関係委託業務2)	組合の様式で提出して下さい。 希望する業務種別ごとに作成して下さい。 直前2年分の内容で作成して下さい。
4	技術者経歴書(組合様式 工事関係委託業務3)	組合の様式で提出して下さい。 希望する業務種別ごとに作成して下さい。
5	経営状況調書(組合様式)	組合の様式で提出して下さい。
6	直前決算の財務諸表	前年1年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益(損失)処分計算書(又は、株主資本等変動計算書))を提出して下さい。ただし、個人の場合は、営業年度の収支決算書を提出して下さい。
7	登録証明書(写し可)	登録していることを証明する書面(登録証明書、現況報告書等登録内容を証明できる書類)を提出して下さい。 ※法律等で許可、登録等が必要とされる種別を委任する場合は、委任先において許可、登録等を受けていることを証する書類の写しを提出して下さい。 (例:測量・・・測量法の営業所登録、建築設計・・・建築士事務所登録、不動産鑑定・・・不動産鑑定事務所等)

8	登記事項証明書(写し可)	法人の場合のみ提出して下さい。 申請日より3ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。
9	納税証明書(写し可)	直近2か年度内において構成市町村の市町村税が賦課されている事業者のみ、市町村税の納税証明書(申請日より3か月以内に発行されたもので直近の2か年度分)を提出願います。※未納がある場合は、登録できません。 【法人】 法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、特別徴収義務者にあつては徴収した市民税 【個人】 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、特別土地保有税
10	印鑑証明書(写し可)	写しの場合は、拡大、縮小せず原寸大で鮮明なものを提出して下さい。 申請日より3か月以内に発行されたものを提出して下さい。
11	使用印鑑届(組合様式)	組合の様式で提出して下さい。
12	誓約書(組合様式)	組合の様式で提出して下さい。
13	委任状(組合様式)	必ず組合の様式で提出して下さい。 登録期間を通じて、支店、営業所等に入札・契約等の権限等を委任する場合のみ提出して下さい。 代理人(受任者)印は、使用印鑑届の使用印鑑を押印して下さい。
14	身分証明書	個人の場合のみ提出して下さい。
15	営業証明書	個人の場合のみ提出して下さい。

③【 一般委託業務 】

最後のページで様式をダウンロードできます。

	提出書類	記載事項
1	清掃等入札参加資格審査申請書(組合様式)	組合の様式で提出して下さい。
2	経営状況調書(組合様式)	組合の様式で提出して下さい。
3	業務経歴書(組合様式)	直前2年の営業年度における完成業務について作成して下さい。 組合の様式、任意の様式のどちらで提出されても結構です。 希望する業種ごとに作成して下さい。
4	技術者経歴書(組合様式)	組合様式の内容が明記されていれば、任意の様式で提出されても構いません。 希望する業種ごとに作成して下さい。
5	登記事項証明書(写し可)	法人の場合のみ提出して下さい。 申請日より3ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。
6	身分証明書	個人の場合のみ提出して下さい。
7	営業証明書	個人の場合のみ提出して下さい。
8	直前決算の財務諸表	直前1年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益(損失)処分計算書(又は、株主資本等変動計算書))を提出して下さい。ただし、個人の場合は、営業年度の収支決算書を提出して下さい。

9	納税証明書(写し可)	直近2か年度内において構成市町村の市町村税が賦課されている事業者のみ、市町村税の納税証明書(申請日より3か月以内に発行されたもので直近の2か年度分)を提出願います。 ※未納がある場合は、登録できません。 【法人】 法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、特別徴収義務者にあつては徴収した市民税 【個人】 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、特別土地保有税
10	営業に関する許可・認可・登録等の証明書又はその写し	希望する業種を営業するにあたり許可・認可・登録等を必要とする場合は提出して下さい。
11	営業所一覧表(組合様式)	組合の様式、任意の様式のどちらで提出されても構いません
12	使用印鑑届(組合様式)	組合の様式で提出して下さい。
13	印鑑証明書(写し可)	写しの場合は、拡大、縮小せず原寸大で鮮明なものを提出して下さい。 申請日より3か月以内に発行されたものを提出して下さい。
14	誓約書(組合様式)	組合の様式で提出して下さい。
15	委任状(組合様式)	必ず組合の様式で提出して下さい。 支店、営業所等に入札・契約等の権限等を委任する場合のみ提出して下さい。 代理人(受任者)印は、使用印鑑届の使用印鑑を押印して下さい。
16	債権者登録(変更)申請書(組合様式)	委任がある場合は、受任者の名称・住所を記入し、代表者・個人印の欄は使用印鑑を押印して下さい。
17	プライバシーマーク使用許諾証(写し)	取得している場合のみ、提出して下さい。

④【 物 品 】

最後のページで様式をダウンロードできます。

	提出書類	記載事項
1	物品購入(修繕)入札参加資格審査申請書(組合様式)	「営業種目一覧表」より選択し記入してください。 ※希望があれば5業種まで登録することが出来ます。 「車輛」登録を希望する者は、取扱い車種の一覧表を添付して下さい。
2	希望営業業種別取扱品目一覧表(組合様式)	希望する営業種目に沿って、貴社が取り扱っている品目について○をつけて下さい。 営業種目の中の該当する品目が無い場合は、「00020 その他」に具体的に記入して下さい。
3	経営状況調書(組合様式)	組合の様式で提出して下さい。
4	委任状(組合様式)	必ず組合の様式で提出して下さい。 支店、営業所等に入札・契約等の権限等を委任する場合のみ提出して下さい。 代理人(受任者)印は、使用印鑑届の使用印鑑を押印して下さい。
5	使用印鑑届(組合様式)	組合の様式で提出して下さい。

6	印鑑証明書	申請日より3か月以内に発行されたものを提出して下さい。 写しの場合は、拡大、縮小せず原寸大で鮮明なものを提出して下さい。
7	直前決算の財務諸表	直前1年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益(損失)処分計算書(又は、株主資本等変動計算書))を提出して下さい。ただし、個人の場合は、営業年度の収支決算書を提出して下さい。
8	代理店証明書	特約店・代理店になっている場合には、メーカー等からの証明書を添付して下さい。
9	登記事項証明書(写し可)	法人の場合のみ提出して下さい。 申請日より3ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。
10	納税証明書(写し可)	直近2か年度内において構成市町村の市町村税が賦課されている事業者のみ、市町村税の納税証明書(申請日より3か月以内に発行されたもので直近の2か年度分)を提出願います。※未納がある場合は、登録できません。 【法人】法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、特別徴収義務者にあつては徴収した市民税 【個人】市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、特別土地保有税
11	営業に関する許可・認可・登録等の証明書又はその写し	希望する業種を営業するにあたり許可・認可・登録等を必要とする場合は提出して下さい。
12	身分証明書	個人の場合のみ提出して下さい。
13	営業証明書	個人の場合のみ提出して下さい。
14	誓約書(組合様式)	組合の様式で提出して下さい。
15	債権者登録(変更)申請書(組合様式)	委任がある場合は、受任者の名称・住所を記入し、代表者・個人印の欄は使用印鑑を押印して下さい。
16	プライバシーマーク使用許諾証(写し)	取得している場合のみ、提出して下さい。

7. 様式ダウンロード

- ①工 事([Word](#)  ・ [pdf](#) )
- ②工事関係委託業務([Word](#)  ・ [pdf](#) )
- ③ 一般委託業務([Word](#)  ・ [pdf](#) )
- ④ 物 品([Word](#)  ・ [pdf](#) )

Word か pdf の部分を
クリックしますと様式をダウンロードできます。